

# 徳島県合唱連盟規

## 第1章 総則

- 第1条 この連盟は、徳島県合唱連盟という。  
第2条 この連盟は、事務所を事務局長方に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 この連盟は、合唱音楽を通じて徳島県の音楽文化の普及向上に寄与することを目的とする。  
第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
①合唱祭・研究会・講習会の開催  
②加盟団体相互の連絡・情報の交換  
③その他必要な事業

## 第3章 会員

- 第5条 (1) この連盟は、徳島県内のアマチュア合唱団を会員とし、小学校の部・中学校の部・高校の部・大学の部・職場の部・一般の部の六部に区分する。  
(2) 会員は年度当初に所定の会費を納入するものとする。

## 第4章 役員・事務局・及び顧問

- 第6条 この連盟には、次の役員を置く。  
理事長 1名  
副理事長 3名  
理事 若干名  
監事 2名  
第7条 (1) 理事及び監事は、会員の中から総会でこれを選出する。  
(2) 理事長・副理事長は理事会でこれを選出する。  
第8条 (1) 理事長はこの連盟の業務を総括し、この連盟を代表して全日本合唱連盟の正会員となる。  
(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代行する。  
(3) 理事は、理事会を組織して、総会権限以外の事項を決議し執行する。  
第9条 監査は、この連盟の事業と会計を監査する。  
第10条 この連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
第11条 (1) この連盟の事務を処理するために事務局を置く。  
(2) 事務局長は、理事長が任免する。  
(3) 事務局長は、理事が兼任することができる。  
第12条 この連盟に顧問を置くことができる。

## 第5章 会議

- 第13条 総会は少なくとも年に1回開き、次の事項を審議する。  
①事業報告及び事業計画  
②予算と決算  
③規約改正  
④役員の選出  
⑤その他重要な事項  
第14条 理事会は、必要ある時にこれを開く。

## 第6章 会計

- 第15条 この連盟の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入で充てる。  
第16条 (1) この連盟の会費は、「ハーモニー」代(年間責任部数)を含み年額次のとおりとする。  
ただし、小学校の部は会費を必要としない。  
・中学校 12,800円  
・高校・大学・職場・一般 18,400円  
(2) 会費は、毎年度始めに納入するものとする。  
(3) 入会金は5,000円とする。ただし、小学校の部はこれを必要としない。  
第17条 この連盟の会計年度は、毎年1月1日から、同年12月31日までとする。

## 第7章 付則

- 第18条 この規程についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。  
昭和45年6月26日施行  
昭和47年4月25日一部改正  
昭和49年4月19日一部改正  
昭和51年3月26日一部改正  
昭和59年4月13日一部改正  
昭和61年3月23日一部改正  
昭和62年2月26日一部改正  
平成3年2月14日一部改正  
平成5年2月27日一部改正  
平成6年2月4日一部改正  
平成7年2月3日一部改正  
平成27年1月24日一部改正  
平成29年1月21日、小学校部門の新設に伴い、関係条文を改定  
令和5年2月5日 年会費の値上げに伴い、関係条文を改定